

# 地方公共団体の基幹業務システムの 統一・標準化について

2023年2月

デジタル庁

## 統一・標準化の概要について

# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

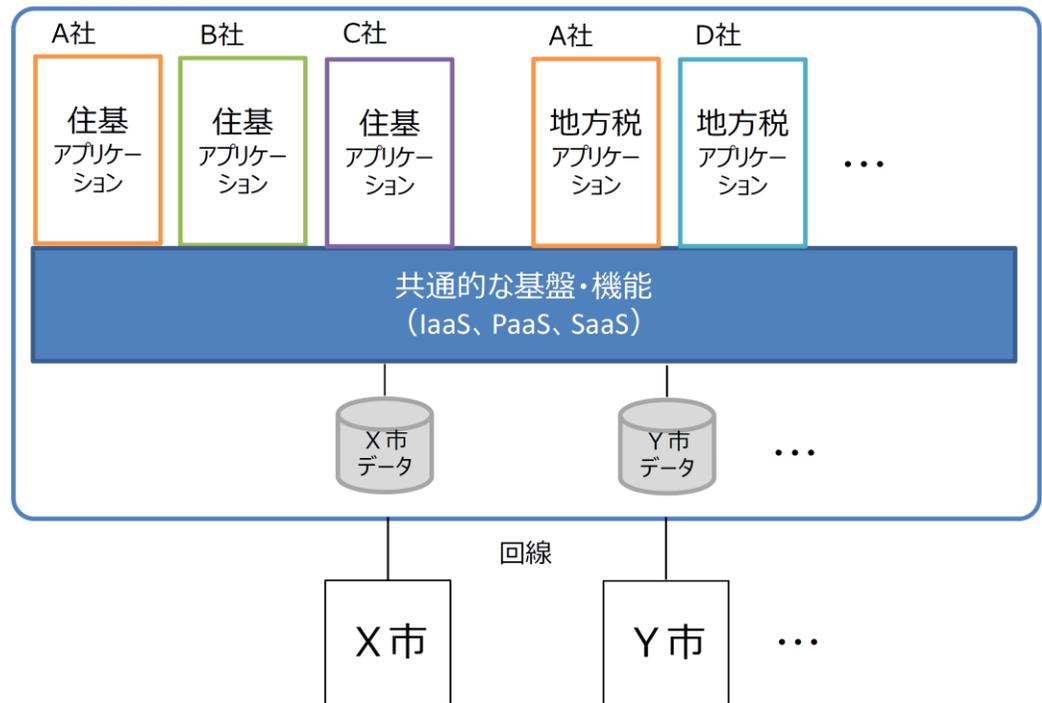
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

## 具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

## ガバメントクラウド



# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について（イメージ）

- 共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用する。
- 地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用する（ベンダーロックインの回避・競争環境の確保）。

住民・企業等  
(行政サービスの利用者)



共通的な基盤・機能は、  
デジタル庁等が構築・自治体を利用

マイナポータル

申請管理機能

その他共通機能

ガバメントクラウドは、  
デジタル庁が調達し、国・自治体を利用

サーバ

ストレージ

その他マネージド  
サービス

各業務の標準仕様は国が作成・公表し、  
デジタル庁が整備した環境の上に、  
各ベンダが標準準拠システムを開発・提供

A社  
住基  
AP

B社  
税  
AP

C社  
福祉  
AP



自治体は、従来、バラバラの仕様で調達していたが、統一・標準化の取組によって、各ベンダが提供する標準準拠システムから、自治体を選択し、調達・利用

X市

Y市

Z町



# 地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成（閣議決定）。

## 統一・標準化の意義及び目標

**移行期間**：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

**情報システムの運用経費等**：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

## 施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制  
（制度所管府省の役割、関係府省会議）
- ・意見聴取等

## 標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項  
（データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能）
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項  
（標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制）

## その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援  
（財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金）
- ・地方公共団体へのその他の支援  
（情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行 （地方自治体）	先行事業 （標準準拠していないシステム）		移行支援期間 （2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す、国はそのために必要な支援を積極的に実施）		

## — 標準仕様の見直しについて

# 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方①

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改正の検討を開始する際に、制度改正の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体における標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

## <基本的な考え方（案）>

- ① 制度改正を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。  
ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。
- ② 機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。  
ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。
- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。
- ④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。  
（例 前期分：8月31日、後期分：1月31日）
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

出典：地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（第2回）  
資料3「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」より

## 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方②

- 2022年度においては、各業務において標準仕様書の改版が予定されていることから、以下のような取扱いとしてはどうか。

### <2022年度における取扱い（案）>

- ① 2022年8月までに策定された仕様書において、2022年8月の時点で今後の検討とされている内容については、当該検討内容に係る制度所管府省は、年内にその見直しの見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に当該見直し内容を反映した仕様書を公表する。
- ② 指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。（デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。）
- ③ 機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。
- ④ データ要件・連携要件及び共通機能要件に係る実装・運用に関する課題について、デジタル庁は制度所管府省の参画のもと、年内にその見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に課題の整理結果を公表する。
- ⑤ 上記取組を通じて、デジタル庁は、2025年度末時点で機能要件、データ要件・連携要件及び共通機能要件について、標準準拠システムが満たすべきバージョンを確定させる。

# 実装類型の点検の概要

- 令和4年8月末までに、20業務全ての標準仕様書が作成・公表されたところ、機能要件については、複数のベンダから、実装必須機能が過大過剰になっているのではないか、との意見があり、今後の開発工数への影響や運用経費の増大が懸念されるなど、開発等の本格化に当たり、実装類型の点検が喫緊の課題となった。
- この課題を踏まえ、令和7年度までの円滑な移行に向けたベンダの機能開発範囲の最適化や、システム提供価格の低減等を実現するため、実装必須機能から標準オプション機能への見直しに向けた、実装類型の点検を実施。
- 具体的には、デジタル庁においてベンダへのアンケート調査などを実施。その結果を踏まえて、各業務の機能要件のうち実装必須機能について、可能なものは、標準オプション機能へ修正する検討を行う。

## 【実装類型に関するアンケート調査】

調査対象：自治体の基幹業務システム関連ベンダ（APPLIC経由で依頼）

調査期間：11月8日～11月30日

調査内容：20業務の実装必須機能について、主に以下の観点から点検するべく、意見照会を実施

見直しの対象とする観点	説明
便利機能	BPRを除き、特に一定規模以上の自治体に必要な職員の利便性のための機能で、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
その他の機能要件により充足する機能	その他の機能要件により充足する内容を多重に規定している場合、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
過剰機能	当該機能を利用する自治体が少ない等、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの

# 実装類型に係るベンダ調査等の結果と見直しの考え方

## 【実装類型に関するアンケート調査の結果概要】（速報値）

回答ベンダ数：各業務ごとに、1～16ベンダから回答

意見のあった機能ID数：2,847（うち同一機能IDについて各業務の過半数又は4社以上から意見のあった機能ID数：294）

## 【実装類型の見直しの考え方】

- 標準仕様書の実装類型については、各業務の標準化検討会における構成員（自治体、ベンダ等）の検討を踏まえ、全国意見照会を経て定められたもの。
- また、自治体からは「標準オプション機能とした場合、実装するかしないかはベンダの任意となるため、同機能が実装されたシステムが提供されない可能性があるのではないか」といった懸念等があった。
- 2025年度（令和7年度）までの標準準拠システムへの移行を目指し、システム開発が本格化する中、デジタル庁において現に機能開発等を行うベンダと意見交換したところ、ほとんど全てのベンダから「標準オプション機能については、既存顧客である自治体が必要とする場合、標準準拠システムの機能として実装する方針」と聞いているところ。
- これらのことを踏まえ、各業務や横並び調整方針等において政策的に推進するための機能を除き、原則として、アンケート調査の結果を踏まえたデジタル庁の修正案を標準仕様書に反映することとし、デジタル庁は関係府省と調整を行う。

# 実装類型の点検に係るスケジュール

○点検結果について、関係府省と連携し、令和4年度内を目途に各業務の標準仕様書への反映を実施。

		令和4年度					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン							標準仕様書及びデータ要件・連携要件の改定 (年度内)
デジタル庁	見直し案作成 データ要件・連携要件改定	ベンダアンケートなど調査を実施		実装必須機能見直し案の作成	各制度所管府省の検討支援	データ要件・連携要件への反映	
各制度所管府省	見直し案確認・精査 標準仕様書の改定				見直し案確認、検討会等	標準仕様書への反映	

# 共通機能等技術要件検討会について

本検討会は、令和4年（2022年）8月に策定した標準仕様書に基づき実装・運用を行う場合に、具体化・詳細化が必要な事項について検討することを目的とした。検討結果のうち、標準仕様書への反映が必要なものについては、令和4年度末の改定にて対応する想定。

## 背景

- ✓ デジタル庁において、令和4年（2022年）8月31日付で地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】を策定した
- ✓ 本仕様書について、各方面からご意見をいただいております。本仕様書に基づいて実装、運用するにあたり、具体化、詳細化が必要な課題について、検討する必要があります

## 目的

- ✓ 標準仕様書（令和4年（2022年）8月31日 データ要件・連携要件、共通機能）について、実装・運用を行う場合に具体化・詳細化が必要な事項を検討する  
※本検討には、標準仕様書の解釈の認識共有及び実装の検討過程において必要と認識された標準仕様書の修正対応も含まれるが、修正に関する議論が生じた箇所は速やかに情報提供するなどシステム開発への影響を最小限とするように努める

## 検討の射程

- ✓ 本検討会で決定した内容は、案件ごとに、標準仕様書への反映を行うか、ベンダー間の調整の際のベースラインとなるリファレンスとして提供するかを決定した上で、年内に情報提供し、標準仕様書への反映が必要なものについては年度末の標準仕様書の改定に含めることとする
- ✓ 議論状況に応じて、標準仕様書の改定前に情報提供等が必要であれば、都度検討することとする
- ✓ 文字基盤は、今後デジタル庁で改めて協議することとし、本検討会ではテーマとして扱わず、適宜報告することとする。ただし、今後の進め方や年度内の対応内容をベンダーに情報提供する等し、透明性を確保する

# 各ワーキングチームでの検討状況

ワーキングチームで取り扱った主な課題・論点及び検討内容を基にした方針は以下のとおり。

## 主な課題・論点

## 方針

### データ連携 WT

- ✓ 庁内データ連携の全体方針のあり方
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携方式（独自IFを許容するか）
- ✓ 移行過渡期の庁内データ連携の取り扱い

- ✓ **庁内データ連携の全体方針をファイル連携を基本とすることに転換**（API連携も必要な部分に絞り維持）
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携は、**機能別連携仕様に規定するIFを原則**とし、当該IFにおいて必要な項目を**連携できない場合は、基本データリスト**を用いた連携とすることに見直し
- ✓ 移行過渡期の**ファイル連携は標準化前システム、API連携は標準化後システムで対応**することをベースラインとして示す

### 申請管理 WT

- ✓ ぴったりサービスのプリセット項目と標準仕様書の管理項目との対応
- ✓ ぴったりサービス～基幹業務システムまでのオンライン申請全体の役割分担
- ✓ 総務省仕様が規定する申請データの連携方式の継続利用の可否
- ✓ 申請処理状況登録APIの取り扱い

- ✓ **プリセット項目と標準仕様書の管理項目の対応付け**を連携要件として規定
- ✓ 各システムの役割分担を明確化し、**オンライン申請全体の運用フローをリファレンスとして提供、申請管理機能の機能要件の規定**
- ✓ **総務省仕様における申請管理-基幹業務システム間の申請データ連携方式3、4を過渡的な対応として許容**
- ✓ 申請処理状況登録APIは**移行支援期間以降の対応とすることを維持**

### 宛名管理 WT

- ✓ 宛名情報の管理の在り方（宛名情報まで一元管理する）
- ✓ 住民宛名番号を含む宛名番号の一元的な付番及び宛名番号の引き継ぎ
- ✓ 団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の一体的な提供

- ✓ 住民・住登外者含めた宛名情報の一元管理を見据えた検討を進めるものの、移行期支援期間中の対応としては、**宛名番号付番のための個人番号、基本4情報のみの管理とすることを維持**
- ✓ **共通機能に住民宛名番号を付番する機能を任意で実装できる規定とし、住登外者の転入時に宛名番号を引き継ぐ運用も可能とする方向**で継続検討
- ✓ 当該2機能を**一体的に提供**する際のリファレンスを提供

## 文字要件に係る今後の検討の方針

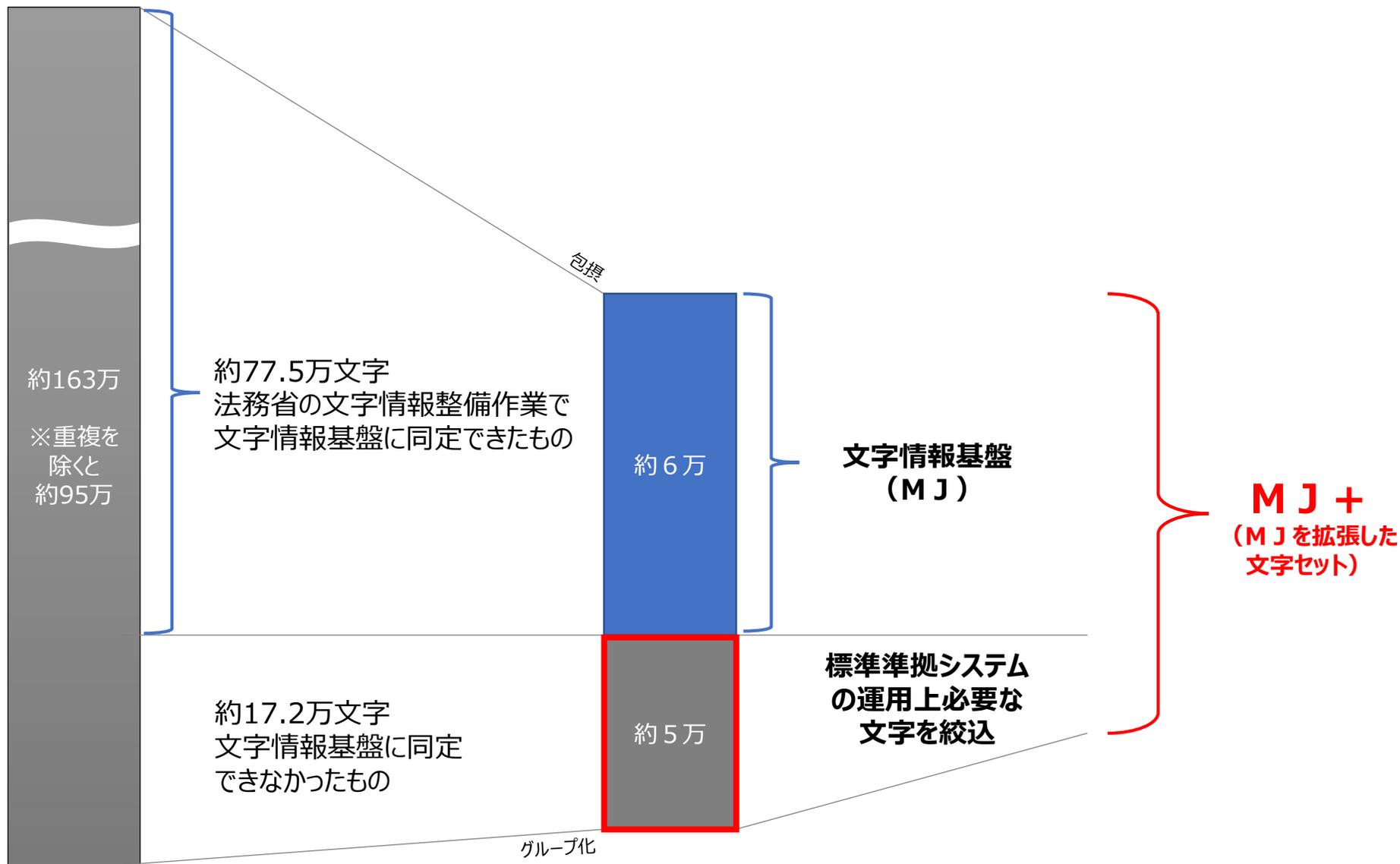
- 標準準拠システムの文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」において定めているところであるが、より円滑な標準準拠システムの開発及び移行のため、同仕様書について、令和5年3月を目途に、以下の方向性で改定することを検討することとしたい。

(改定の方向性)

- ① 「2.3 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」について
    - ・ 現状、各標準準拠システム（戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム及び印鑑登録システムを除く。）が保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012と規定しているところ、JIS X 0213:2012への対応をしつつ、原則として、全ての標準準拠システムにおける文字セットはデジタル庁において文字情報基盤として整備された文字セット（以下「MJ+」という。）とする。
  - ② MJ+について
    - ・ MJ+とは、同仕様書「2.3 文字要件 (1) 文字セット、文字コード」に規定する「文字情報基盤として整備された文字セット」の呼称であり、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット）である。  
なお、MJ+は、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成し、公表する。
  - ③ MJ+への変換及びMJ+とJIS X 0213:2012との関係について
    - ・ 基幹業務システムのその他の文字セットからMJ+への同定マップ（以下「同定マップ」という。）及びMJ+からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係省庁との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。
- 今後、デジタル庁において関係機関と連携して検討を進め、令和4年度末を目途にMJ+の概要を提示し、令和5年度末を目途に、同定マップ及び代替マップを提供する。

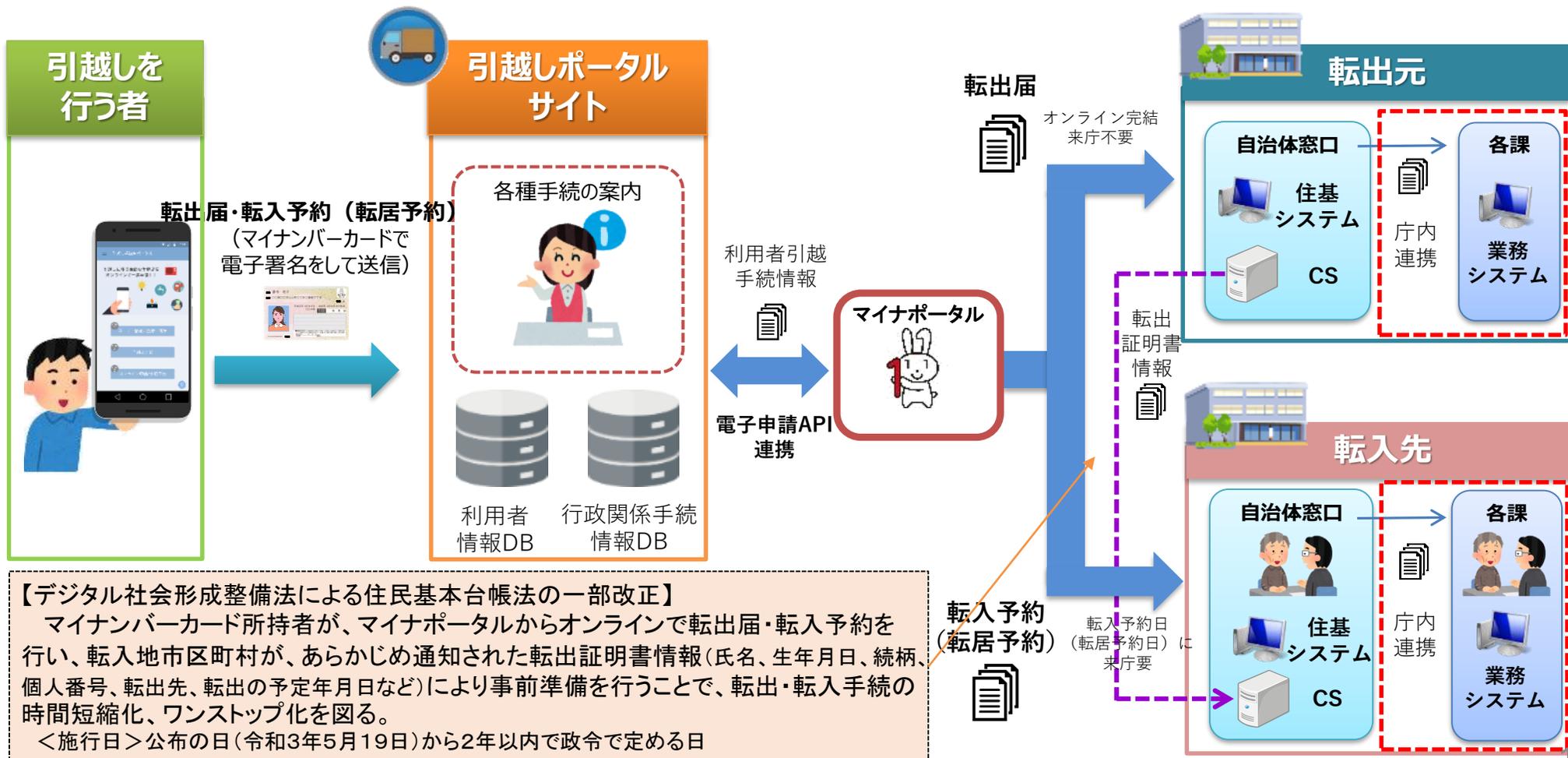
# 文字要件に係る現状とMJ+の範囲（イメージ）

戸籍ベンダーが  
管理する文字



# 自治体手続における引越しワンストップサービスの目指す姿

- 引越しを行う者は、引越しポータルサイトからマイナポータルを経由し、転出元・転入先の自治体に転出届・転入予約を申請。また、同一自治体内の引越しの場合は転居予約を申請。
- マイナポータルでは、一つの申請画面から転出元・転入先の2つの自治体に申請情報を送ることを想定。
- 転出元への来庁は不要。転入予約等をもとに、**転入先が事前準備をする**ことで、住民が転入先への来庁後に記入する書類の削減と待ち時間の縮減を実現。



# 標準仕様書への反映に向けた調整

- 転入予定者の情報を事前に入手して事前準備が可能となるよう、転出証明書情報や転入予約情報の活用が想定される基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として以下の機能を追加する方向で、デジタル庁において関係府省と調整する。  
また、業務フローも当該規定に合わせて修正するよう調整する。
- 以下の機能要件について、実装必須機能として標準仕様書に反映されるよう調整中。

## ①転入予定者の転出証明書情報の受領機能

転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。

## ②申請管理システムからの転入予約および転居予約情報の受領機能

マイナポータルぴったりサービスその他汎用電子申請システムを利用して行われた引越しOSSにおける転入予約申請又は転居予約申請により、申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち、事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう）を経由して取得できること。

## ③転入予約情報、転居予約情報および転出証明書情報の表示機能

転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。

## ④届出帳票のプレプリント機能

来庁予定者の受入れ事前準備として、転入、転居時の〇〇届出に、転出証明書情報、転入予約情報および転居予約情報を基に必要な情報を印字したうえで出力できること。

## — ガバメントクラウドについて

# ガバメントクラウドの整備

- 現在、行政機関はそれぞれ独自に業務システムの開発や保守運用を行っており、提供するサービスの利便性や柔軟性、安全性、スピードにばらつきがあった。  
→利便性の高いサービスをスピーディに提供、改善するため、**国や地方公共団体、準公共分野等で共通のクラウドサービス利用環境を整える。**
- 対象のクラウドサービスを選定し、デジタル庁WEBサイトなどでガバメントクラウドの利用を順次開始。

## 選定したクラウドサービス (令和4年度)

**Amazon Web Services**  
(アマゾン ウェブ サービス)

**Google Cloud Platform**  
(グーグル クラウド プラットフォーム)

**Microsoft Azure**  
(マイクロソフト アジュール)

**Oracle Cloud Infrastructure**  
(オラクル クラウド インフラストラクチャー)



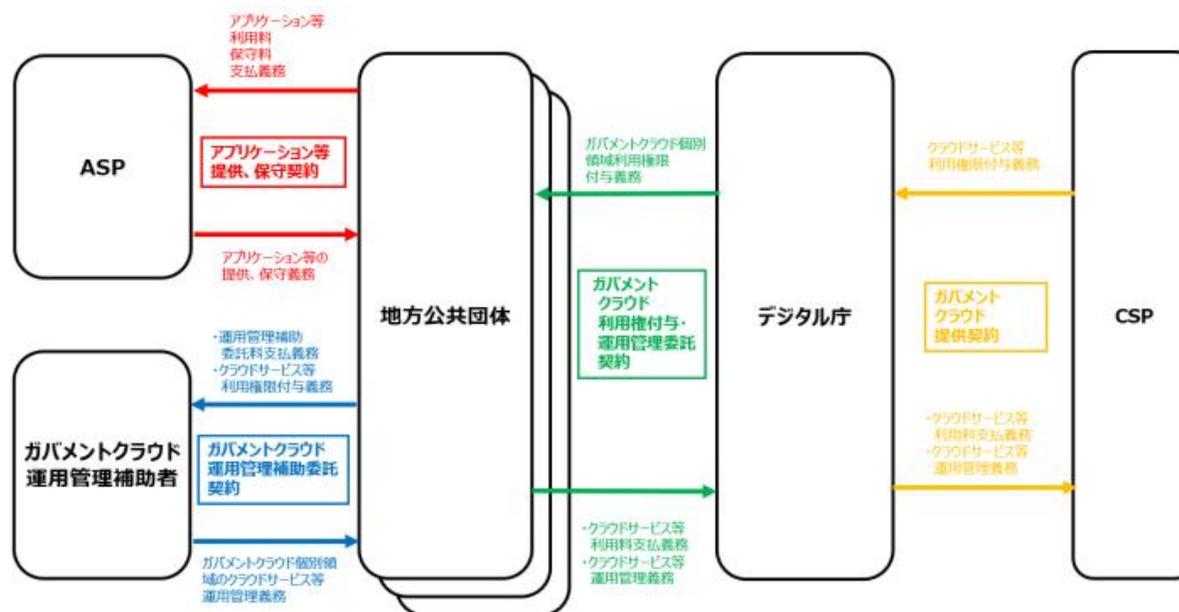
# 地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0 版】

## ① ガバメントクラウド共同利用方式／単独利用方式に共通する契約関係

ガバメントクラウド共同利用方式／単独利用方式に共通して、デジタル庁、地方公共団体、CSP、ガバメントクラウド運用管理補助者及び ASP のうち 2 者間では、主に以下の（ア）～（エ）の 4 本の契約関係があり、図 2 のとおりとなる。

- （ア） ガバメントクラウド提供契約（デジタル庁・CSP 間）
- （イ） ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約（デジタル庁・地方公共団体間）
- （ウ） ガバメントクラウド運用管理補助委託契約（地方公共団体・ガバメントクラウド運用管理補助者間）
- （エ） アプリケーション等提供・保守契約（地方公共団体・ASP 間）

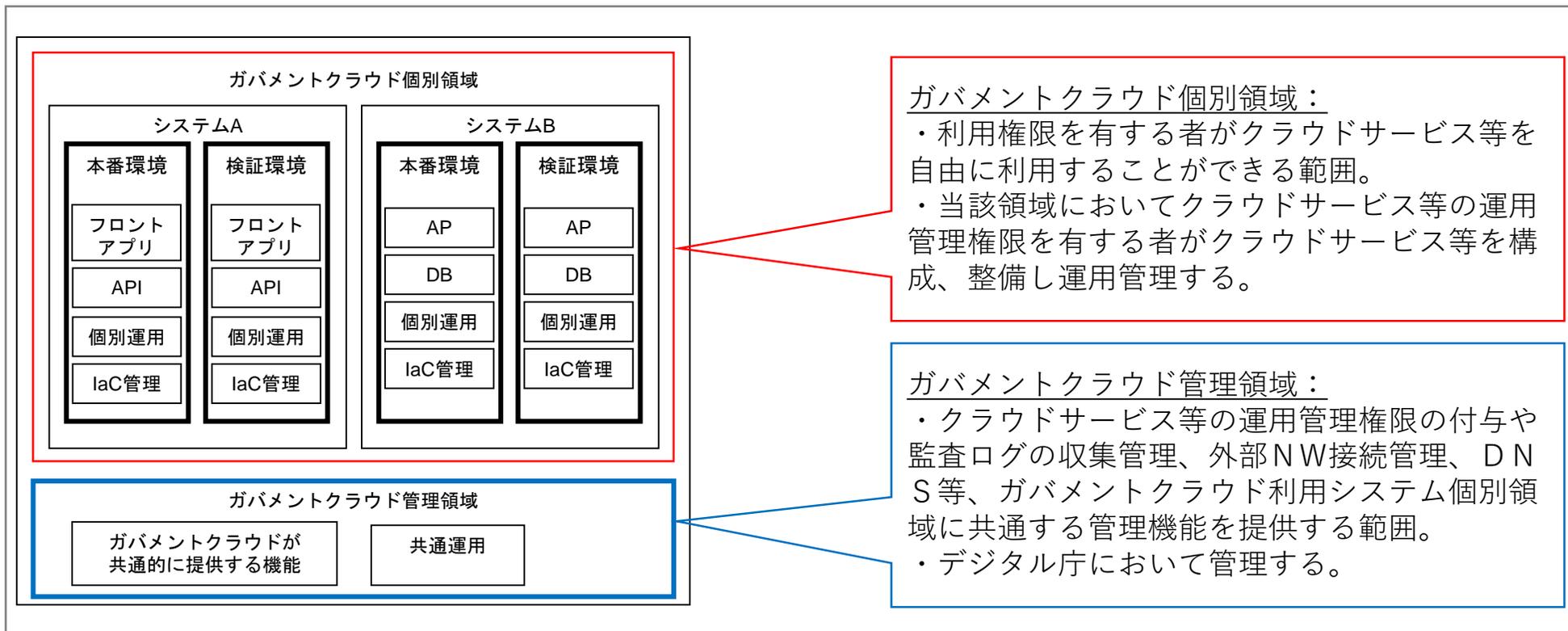
図 2 地方公共団体へのガバメントクラウド提供に関する契約関係



# 地方公共団体のガバメントクラウド利用について

各地方公共団体が管理する領域（クラウド個別領域）とそれ以外の領域の境界を責任分界点としており、国と地方自治体との管理領域は完全に分かれています。

(令和4年10月 地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】)



ドキュメント名	対象者	公開時期／方法
●地方公共団体情報システム標準化基本方針	自治体・ベンダ	令和4年10月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
●標準仕様書	自治体・ベンダ	－
●地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（デジタル庁ウェブサイト）
●地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（デジタル庁ウェブサイト）
認証リファレンスモデル	主にベンダ	年度内公表予定
●地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】	自治体・ベンダ	令和4年10月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
ガバメントクラウドにおける連絡体制について	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知）
ガバメントクラウド接続サービスの概要	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知）
R5年度早期利用開始団体向けガバメントクラウド利用開始申請／アカウント申請	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知）
ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託規約	自治体・ベンダ	令和5年1月に自治体向けに公表予定
ガバメントクラウド提供契約ひな型	自治体・ベンダ	令和5年1月に自治体向けに公表予定
ガバメントクラウド運用管理補助委託契約ひな型	自治体・ベンダ	令和5年1月に自治体向けに公表予定
アプリケーション等提供・保守契約ひな型	自治体・ベンダ	令和5年1月に自治体向けに公表予定
●特定個人情報保護評価 ひな型	自治体	令和4年10月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
●地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（デジタル庁ウェブサイト）
●地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	自治体・ベンダ	令和4年3月公表済（総務省ウェブサイト）
●地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（総務省ウェブサイト、自治体向け通知）
ガバメントクラウドリスクアセスメント	主にベンダ	令和4年11月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
●先行事業中間報告		
投資対効果検証の結果	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
投資対効果試算シート	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（自治体向け通知）
試算のためのCSP価格表	自治体・ベンダ	CSPウェブサイトにおいて公表済
非機能要件の標準の検証事項、検証方法	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
クラウド構成サービス情報一覧	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
クラウド構成概要図	自治体・ベンダ	令和4年10月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
●ガバメントクラウド利用における推奨構成AWS編	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（今後GCP、Azure、OCIについても順次作成）
●ガバメントクラウド関連文書群		
ガバメントクラウド概要解説	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド手続き概要	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド利用概要（AWS編）	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド利用概要（GCP編）	自治体・ベンダ	年度内目途で公表予定（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
技術マニュアル群 ※サンプルテンプレートの内容説明、ヘルプデスク利用法の説明 等	ベンダ	AWS向けは2023年1月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））、GCP向けは2023年3月末、AzureとOCIはその後を予定

— **ガバメントクラウド先行事業について**  
**ガバメントクラウド早期利用団体の募集について**

# 先行事業での検証事項

本先行事業（令和3年度～4年度）においては、主に以下の事項を検証しています。

## 1. 非機能要件の標準の検証

- 先行事業においてガバメントクラウド上に構築したシステムが、非機能要件の標準（令和2年9月内閣官房IT室・総務省）を満たすことを検証中
- 非機能要件の標準の拡充版（1.1版）を作成後、1.1版についても検証予定

## 2. 標準準拠システムへの移行方法の検証

- ガバメントクラウドにリフトしたシステムとリフトしないシステムとの連携を検証中
- 「A.ガバメントクラウドにリフトしてから標準準拠システムへシフトする方法」と「B.リフト・シフト同時に実施する方法」を、コストとリスクの観点で比較検証中

## 3. 投資対効果の検証

- 「A.現行利用中のシステムを同規模で入れ替え・継続利用した場合」と「B.現行利用中のシステムをガバメントクラウドへリフトする場合」について、投資対効果比較を検証中

## 4. 推奨構成の検討

- 迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とするため、ガバメントクラウド上での推奨構成を検討中。

※「推奨構成」とは従来「リファレンスアーキテクチャ」としていたものを改称

# 採択団体一覧

応募のあった52件の中から、8件について下記の点について評価し、採択をしました。

#	団体名(団体規模順)	団体規模	システム構成	評価した点
1	神戸市	20万人以上 (指定都市)	マルチベンダー	政令指定都市、かつ、影響度の高い住基および共通基盤がリフト対象。他の大規模団体へのモデルとなりうる。
2	倉敷市(高松市、松山市と共同提案)	20万人以上	マルチベンダー	3団体が同じアプリ製品を使用してリフト。共同検証実施により、構築・移行方法とアプリ種類が同一下においての検証結果を得ること(構築・移行方法やアプリ以外に、影響を与える要因を調査)が可能と考えられる。
3	盛岡市	20万人以上	オールインワンパッケージ	費用対効果の検証について、現状における比較、5年後での比較、KPIを定めて検証を実施。ハウジング、自庁サーバで運用しており、クラウド利用の実績がない団体のモデルケースとしても有用と考えられる。
4	佐倉市	5万人以上 20万人未満	マルチベンダー	主要17業務をすべて含む合計27システムをリフトに加え、マネージド型のPaaSサービス及びクラウドが提供するテンプレート機能を積極利用し構築・移行。
5	宇和島市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	低コストで、主要17業務をすべて含む合計55システムをリフトしての検証が可能。
6	須坂市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	ガバメントクラウド接続に県域WANを共同利用する接続検証を実施。既存のインフラを活用した移行のモデルとなりうる。
7	美里町(川島町と共同提案)	5万人未満	オールインワンパッケージ	クラウド移行について、複数の方式を検討・試行し、費用、移行時間、品質、セキュリティ、作業負担等の観点から比較を行うことで、他団体が移行方法を検討する際のモデルとなりうる。
8	笠置町	5万人未満	マルチベンダー	フレッツ光対象外の地域ならではの、安価に接続できることのできる回線のあり方を検証。同様の事情を抱える団体のモデルケースとして有用と考えられる。

# 中間公表予定内容（1 / 2）

この度、中間報告として、現時点での検証状況を公表いたします。（赤字が今回の中間公表対象）

## 1. 非機能要件の標準の検証結果

- 非機能要件の標準の検証事項、検証方法
  - ・ 非機能要件の標準の各項目について、検証開始時点で想定している選択レベルを団体毎（マルチベンダーの場合は各アプリケーションベンダー毎）に整理したもの。基本的には非機能要件の標準で求めている選択レベルで検証をおこなうが、同要件内で定めている「選択時の条件」等によって選択レベルを上下しているものがある（[中間公表資料 1](#)）
  - ・ 非機能要件の標準の各項目について、検証開始時点で想定している検証事項及び検証方法を団体毎（マルチベンダーの場合は各アプリケーションベンダー毎）に整理したもの（[中間公表資料 1-1 ~ 1-11](#)）
- 非機能要件の標準の検証結果（公表予定時期：令和5年3月）
- 非機能要件の標準【第1.1版】の検証事項、検証方法、検証結果（公表予定時期：令和5年3月）

## 2. 標準準拠システムへの移行方法の検証結果

- リフトしたシステムとリフトしないシステムとの連携の検証結果（公表予定時期：令和5年3月）
- 「リフト→シフト」と「リフト・シフト同時」の移行方法の机上比較検証結果（公表予定時期：令和5年3月）

## 中間公表予定内容（2 / 2）

この度、中間報告として、現時点での検証状況を公表いたします。（赤字が今回の中間公表対象）

### 3. 投資対効果の検証結果

- 構成計画（令和4年5月）時点での机上比較検証結果
  - ・「A.現行利用中のシステムを同規模で入れ替え・継続利用した場合」と「B.現行利用中のシステムをガバメントクラウドへリフトする場合」のコストについて、構成計画時の設計に基づく机上試算をおこなった団体ごとの結果及び全体的分析を整理したもの（[中間公表資料2](#)）

### 4. 推奨構成の検討結果

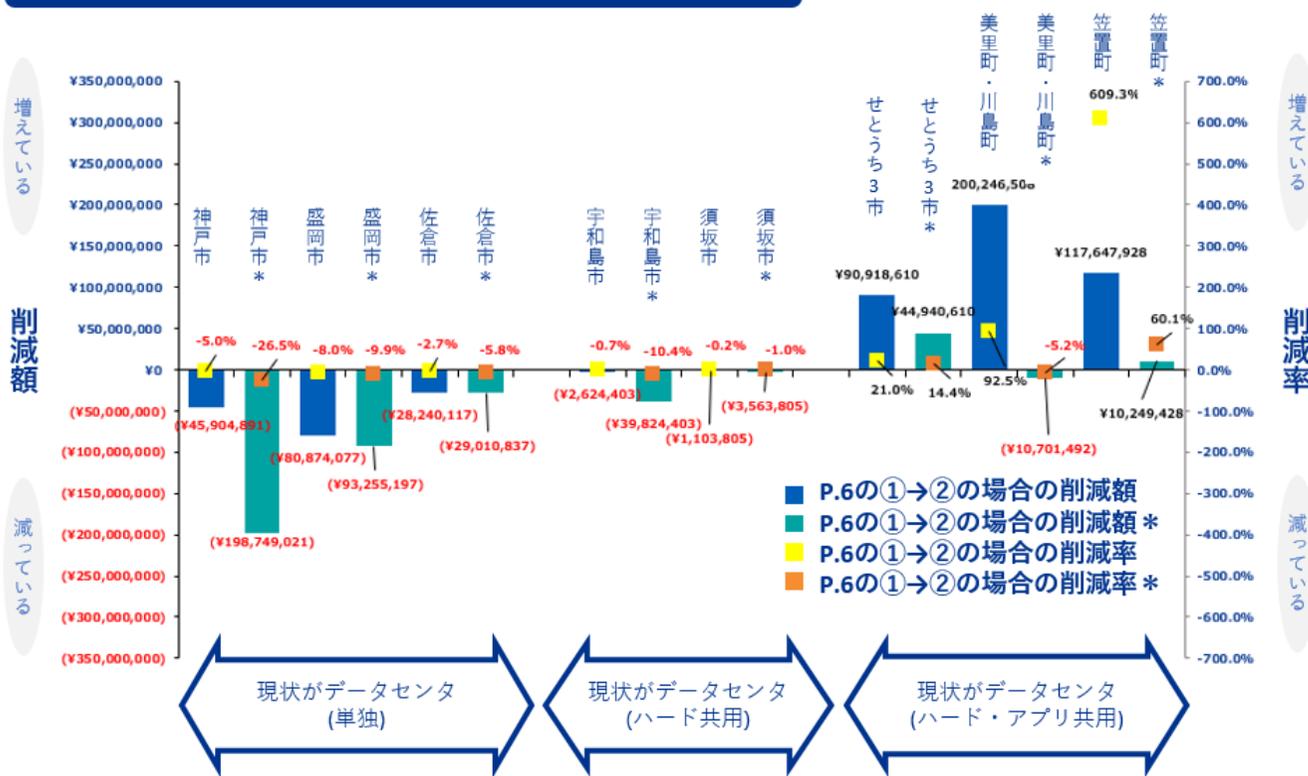
- 計画時利用予定クラウドサービス構成情報一覧表
  - ・ 構成計画時点での机上比較検証において利用予定としているクラウドサービス一覧を団体毎に整理したもの（[中間公表資料3](#)）
- 実構成の構成概要図（セキュリティ上の観点から自治体に限定公開。公表時期：令和4年10月）
- 推奨構成資料（セキュリティ上の観点から自治体に限定公開。公表時期：令和4年12月（AWS編））
  - ・ 先行事業採択8団体が採用しているため、対象クラウドサービスはAmazon Web Servicesとする。なお、Amazon Web Services以外のクラウドサービスについても作成中のため随時公開予定。

# 中間公表資料サマリ（投資対効果の検証）

## ランニングコスト削減率と削減額による分析

- 長期的に投資対効果を高めるには、**ランニングコストの削減がポイント**。先行事業参加 8 団体について、ガバメントクラウドの投資対効果を検証した結果、**ランニングコストが削減される試算となったのは 5 団体**。特に現行システムの利用形態が**データセンタ（単独）**である場合はガバメントクラウドへの移行による**コスト削減が見込まれる**。（青の棒グラフ）
- **データセンタ（ハード共用）・自治体クラウド（ハード・アプリ共用）**の場合も「ネットワークに関する費用」及び「システム運用費用（按分効果により除外可能見込み費用）」を除き比較すると、**微減または微増**。（緑の棒グラフ）
- 「既存データセンタ等とのネットワーク接続費用」及び「システム運用費用」がランニングコスト増加要因。**二重の接続コスト削減のため多くの関連システムをリフト及び按分効果発揮のため多くの団体がリフトする取り組みが有効**。

P.6の①→②の場合のランニングコスト 削減額 × 削減率



※コストについては、①現行環境から②ガバメントクラウドへの単純移行を前提としたベンダーの見積もりによるもの。また、先行事業参加団体の単独利用であるため、複数団体による割り勘効果が十分に反映されていない。

全採択団体のランニングコストに関して、  
 A：現行システムを再構築・継続した場合のコスト  
 B：ガバメントクラウドへリフトする場合のコスト  
 とした場合における、  
 削減額 = B-A  
 削減率 = (B-A)/A\*100

\*：ネットワークに関するランニング費用及び複数自治体がガバメントクラウド移行した際に按分効果により除外できるランニング費用を比較対象外とした場合

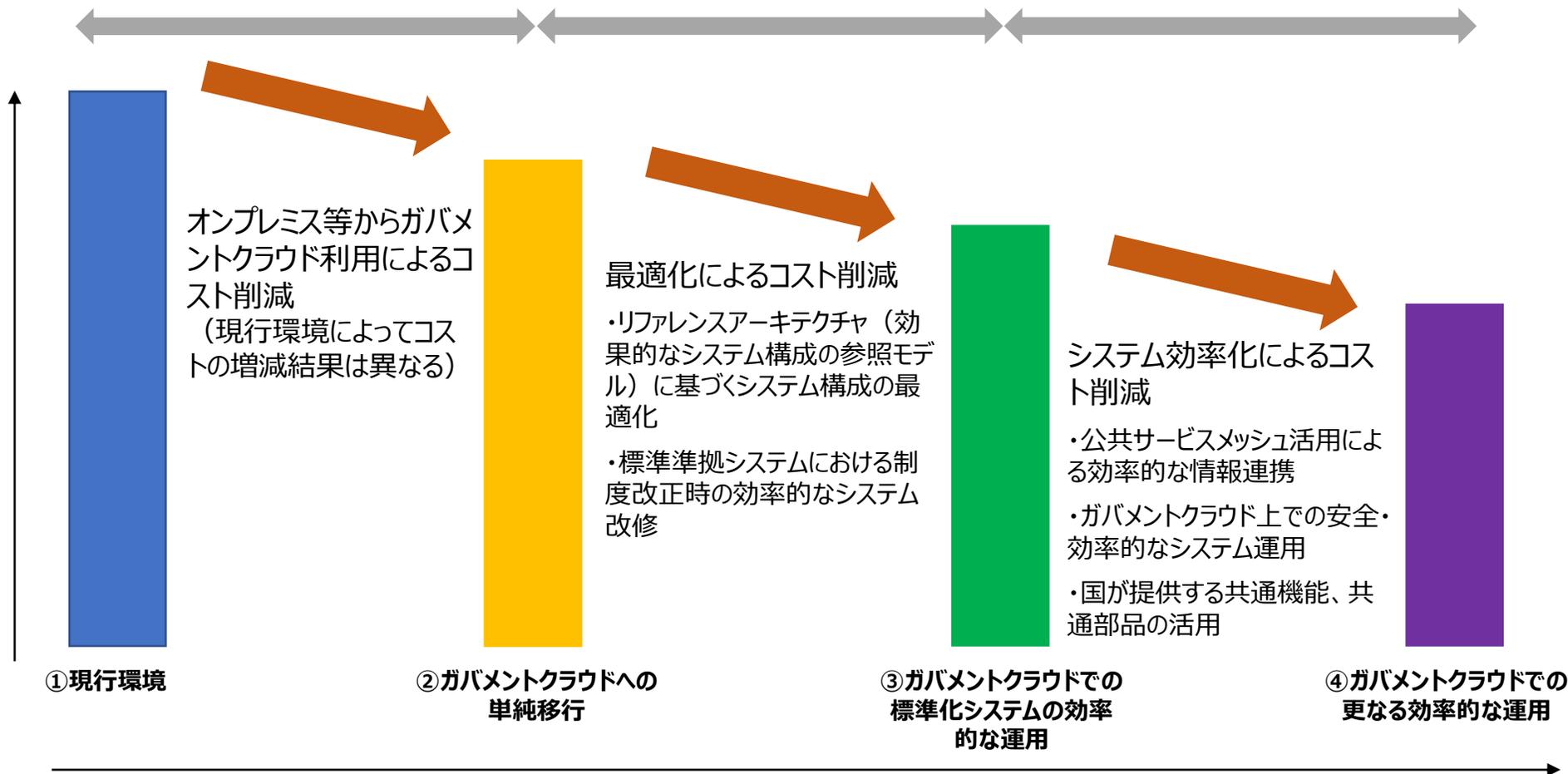
# 自治体システムの効率化に向けたステップ

- 自治体システムの効率化は以下に示す段階を想定
- 本検証では、①現行環境から②ガバメントクラウドへの単純移行を前提とした机上検証を実施

本資料における検証範囲

今後予定している検証範囲

更なる効率化



# 令和5年度ガバメントクラウド先行事業の検証予定内容

令和3年度から実施しているガバメントクラウド先行事業において、令和5年度は深堀フェーズとして、主に以下の事項を検証する予定です。

## 1. コストメリットや運用効率性が享受できる構成への移行検証

- 国が示す推奨構成及びマネージドサービスの活用検討、検証

## 2. 運用における目標管理指標の検証

- 指標値の検討、指標値達成状況の可視化検証
- 運用課題の抽出及び解決策の検討

## 3. 標準準拠システムのシフト検証

- シフトに伴う検証

## 4. ネットワーク接続の在り方検証

- ネットワーク接続の共同利用方法の検討

## 5. 投資対効果の検証

- 各検証項目等による投資対効果の検証

# ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要

- 現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、早期にガバメントクラウドへ移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する団体を公募する。
- 標準準拠システムを効率的に運用するために検証を行いながら移行を進められるよう、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業に係るガバメントクラウド利用料及びガバメントクラウド接続サービス費用について、国が負担することとする。

## 【事業の概要】

対象団体：検証に協力を希望する地方公共団体のうち、令和5年4月～6月の間にガバメントクラウドを利用開始希望する地方公共団体

※ 令和5年度の本事業については、地方公共団体のガバメントクラウド利用開始希望時期に応じて複数回の公募を想定している。（2回目以降は、4,7,11月頃を予定）

対象業務システム：①標準準拠システム ②関連システム

検証内容：地方公共団体が対象業務をガバメントクラウドにリフト又はシフトし、問題無く移行できることを検証

検証項目：①課金モデルの検証 ②共同利用方式への展開検証

③移行期間の短縮のための検証 ④標準準拠システムの効率的な運用によるコスト検証